

## 京都府道路公社印刷物広告掲載要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、京都府道路公社広告取扱規程第4条の規定により、公社が発行する印刷物における広告掲載に関して、必要な事項を定めるものとする。

### (広告掲載を行う印刷物等)

第2条 広告掲載を行う印刷物（以下「印刷物」という。）は、公社が広く一般に配付する目的で発行するもののうち配付時期、印刷物の図版等を考慮して決定するものとする。

2 印刷物の発行部数は、広告期間内における当該印刷物の需要数等を想定して決定するものとする。

### (広告の規格等)

第3条 広告の規格は、印刷物の文字、図版等の妨げにならないよう、広告掲載の位置及び配置を勘案して決定するものとする。

### (広告掲載料)

第4条 広告掲載料は、印刷物の発行部数、印刷費用等を勘案して決定するものとする。

### (印刷物の配架等)

第5条 印刷物は、公社が施設等において配架又は配置し、若しくは公社が関係するイベント等において必要があるときに配付（以下「配架等」という。）するものとする。

### (配架等を行う期間等)

第6条 前条に規定する配架等を行う期間（以下「広告期間」という。）は、第2条第1項の規定に準じて決定するものとする。

2 前項に規定する広告期間の満了日において、第2条第2項の規定により発行された印刷部数（以下「発行部数」という。）に残余があるときは、当該残余印刷物の取扱いは、公社が決定するものとする。

3 前項に規定する残余印刷物に関して、広告掲載料は返還しないものとする。

4 第1項に規定する広告期間の満了日前において、発行部数に残余がなくなることが予想されるときは、公社が認めた場合に限り、残余部数及び広告期間満了日までの期間を考慮して、必要と認められる部数を新たに発行することができるものとする。

5 前項の規定により新たに発行する印刷物の広告掲載料（以下「追加広告掲載料」という。）は、第4条の規定により決定した広告掲載料と同一の単価により算出するものとする。

6 第4項の規定により印刷物を新たに発行した場合は、第2項及び第3項の規定を準用する。

### (広告主の募集等)

第7条 広告主の募集は、公社ホームページにより、別紙1の仕様書を掲示して行うものとする。

2 前項に規定する募集に応募しようとする者は、別紙2の広告掲載申込書を公社あてに提出するものとする。

3 公社は、前項に規定する申込書の提出があった場合は、京都府道路公社広告取扱基準

に基づいて広告掲載の可否を判断し、申込みを採用する場合は別紙3の採用決定通知書を、採用しない場合は別紙4の不採用決定通知書を応募者に送付するものとする。

4 公社は、前項の規定により申込みを採用された者と、別紙5により広告掲載に係る契約（以下「契約」という。）を締結するものとする。

（広告掲載原稿の提出）

第8条 前条第4項の規定により契約を締結した広告主は、公社の指定する期日までに公社の指定する様式により広告掲載原稿を提出するものとする。

（著作権の留保等）

第9条 この要綱により掲載された広告に関する著作権その他一切の権利は、広告主に留保されるものとする。

（広告掲載料の請求）

第10条 京都府道路公社広告取扱規程第6条に規定する請求書は、第5条に規定する最初の配架等が完了した日から10日以内に発行するものとする。

2 前条の規定は、第6条第5項の規定による追加広告掲載料について準用する。

（配架等の一時中止）

第11条 公社は、第5条に規定する施設において配架等を行う設備（以下「配架台等」という。）が修理等のため使用できないときは、当該配架台等が使用できない時間に限り広告掲載印刷物の配架等を一時中止できるものとする。

ただし、中止する時間が24時間以上になることが予想される場合は、事前に広告主に通知するものとする。

（債務の免除）

第12条 公社は、天災地変、ハッキング等公社の責に帰すことができない事由により広告掲載ができなかったときは、広告主に対して損害賠償等一切の責務を負わないものとする。

ただし、広告掲載料が既に納付されている場合は、広告主に返還するものとする。

附則

（施行期日）

この要綱は、平成29年3月8日から施行する。